「屯服薬」での「嚥下困難者用製剤加算」の算定について

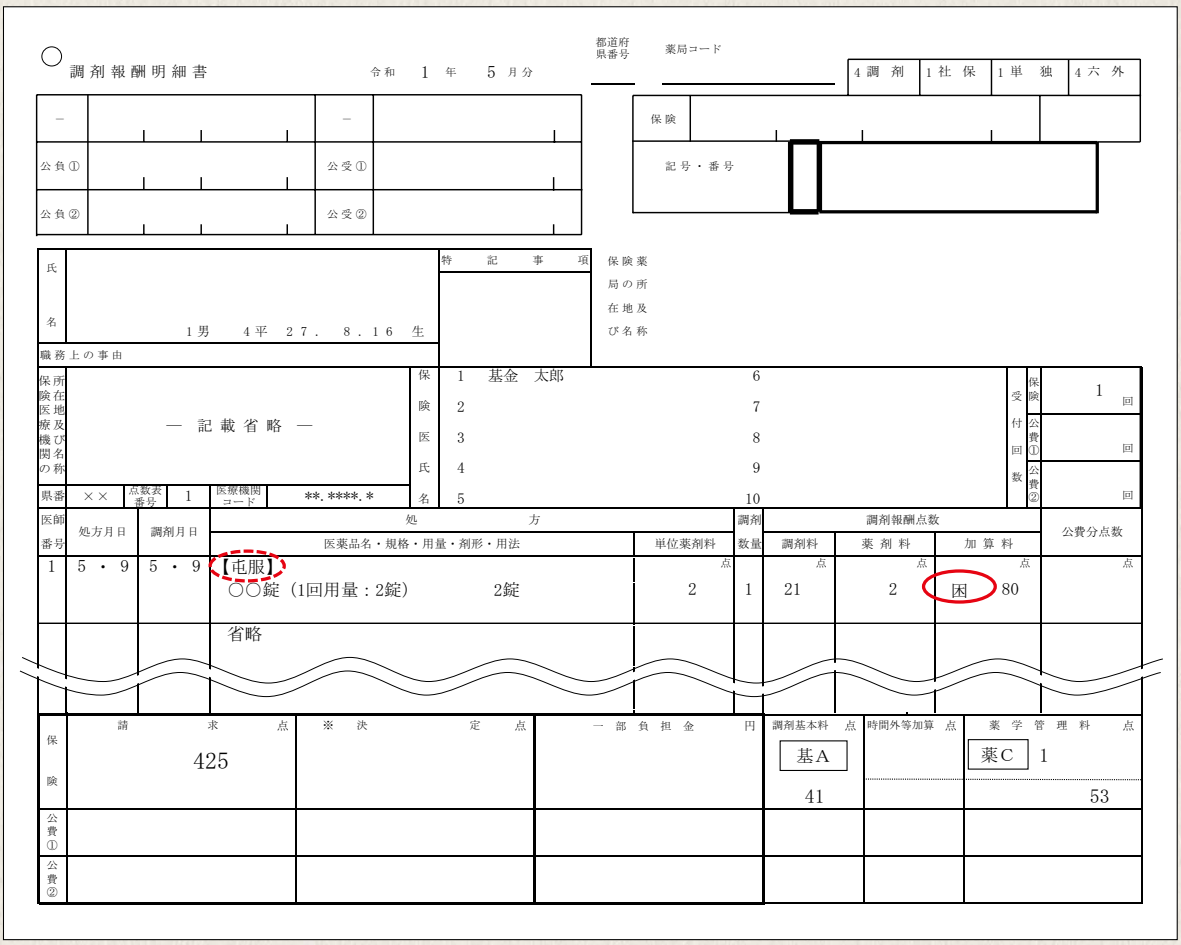

○ 調剤報酬明細書　　令和 1 年 5 月分

都道府県番号　薬局コード

4 調剤 | 1 社保 | 1 単独 | 4 六外

保険

記号・番号

公負① / 公受①

公負② / 公受②

氏名　1男 4平 27. 8. 16 生

特記事項

保険薬局の所在地及び名称

職務上の事由

保険所在地及び医療機関の名称　— 記載省略 —

保険 1 基金 太郎 6 / 2 7 / 3 8 / 4 9 / 5 10

受付回数　保険 1 回　公費① 回　公費② 回

県番 ××　点数表番号 1　医療機関コード **.****.*

医師番号	処方月日	調剤月日	処方 医薬品名・規格・用量・剤形・用法	単位薬剤料	調剤数量	調剤報酬点数 調剤料	薬剤料	加算料	公費分点数
1	5・9	5・9	【屯服】 ○○錠（1回用量：2錠） 2錠	2点	1	21点	2点	困 80点	点
			省略						

	請求	※決定	一部負担金	調剤基本料	時間外等加算	薬学管理料
保険	425点		円	基A 41点	点	薬C 1 53点
公費①						
公費②						

嚥下困難者用製剤加算については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の別表第三及び平成16年3月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について」において、次のとおり示されています。

【告示　平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

別表第三

調剤報酬点数表

第1節　調剤技術料

01　調剤料

1　内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。（1剤につき））

イ　略

ロ　略

ハ　略

ニ　略

注1　略

注2　嚥下困難者に係る調剤について、当該患者の心身の特性に応じた剤形に製剤して調剤した場合は、嚥下困難者用製剤加算として、80点を所定点数に加算する。

注3　略

2　屯服薬

注　略

【平成16年3月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について」】

1　調剤報酬点数表

第1節　調剤技術料

（4）　嚥下困難者用製剤加算

（問5）　嚥下困難者用製剤加算は、屯服薬の場合は算定できないのか。

（答）　算定できない。

本事例については、嚥下困難者用製剤加算が、屯服薬で算定されています。嚥下困難者用製剤加算については、内服薬の告示注2に「嚥下困難者用製剤加算として、80点を所定点数に加算する」と示されていますが、屯服薬には本加算の規定がありません。また、平成16年3月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡に、屯服薬の場合は「算定できない」と示されています。

以上のことから、屯服薬での嚥下困難者用製剤加算は算定できませんので、ご留意ください。